



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

<臨時特別号>

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防部査察課	1
条例	神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例	文化スポーツ局スポーツ 企画課	16
条例	三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に 関する条例	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮 再整備課	28
条例	神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例	港湾局経営課	31
条例	神戸市印鑑条例の一部を改正する条例	地域協働局住民課	36
条例	神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例	行財政局給与課	38

令和5年9月21日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和5年9月26日

神戸市長



神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第5号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>	<p style="text-align: center;">(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>

(5)～(12) [略]

2、3 [略]

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築

(5)～(12) [略]

2、3 [略]

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築

物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面すもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) [略]

(4) その<sup>きょう</sup>筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) [略]

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3) [略]

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) [略]

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)、(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)、(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(18)、(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第14条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただ

(17)、(18) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第14条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐食性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

し、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用する。

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第24条 [略]

2 [略]

3 第1項各号（第3号を除く。）に

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の標識を設ける場合において、その付近には紛らわしい他の表示をしてはならず、かつ、併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。

4 第1項各号（第3号を除く。）に

規定する場所を有する防火対象物又は防火対象物の部分の関係者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

廊下（通行の用に供しない部分を除く。）、階段及び避難通路以外の部分に適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置並びに当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

規定する場所を有する防火対象物又は防火対象物の部分の関係者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

廊下（通行の用に供しない部分を除く。）、階段及び避難通路以外の部分に適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置

5 前項第2号に掲げる喫煙所には、「喫煙所」と表示した標識を設置し、又は当該標識及び規則で定める図記号による標識を設置しなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階（他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。）に客席以外の部分に設けなければならない。

6、7 [略]

第50条の4の3及び第50条の4の4

削除

6 第4項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階（他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。）に客席以外の部分に設けなければならない。

7、8 [略]

（防火管理業務等受託者の教育担当者の選任等）

第50条の4の3 令別表第1に掲げる

防火対象物について、施行規則第3条第2項に規定する委託の例により規則で定める防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）の委託を受けて事業を行う者は、防火管理業務を担当する事務所ごとに、規則で定める資格を有する者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者（以下「防火教育担当者」という。）を定め、当該防火教育担当者に防火管理業務に従事する者（以下「防火管理業務従事者」という。）に対する防火管理業務に関する知識、技能等の教育を行わせなければならない。

2 令別表第1に掲げる防火対象物について、施行規則第51条の8第2項において読み替えて準用する施行規

則第3条第2項に規定する委託の例により規則で定める防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の委託を受けて事業を行う者は、防災管理業務を担当する事務所ごとに、規則で定める資格を有する者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者（以下「防災教育担当者」という。）を定め、当該防災教育担当者に防災管理業務に従事する者（以下「防災管理業務従事者」という。）に対する防災管理業務に関する知識、技能等の教育を行わせなければならない。

3 第1項の事業を行う者は、同項の規定により防火教育担当者を定めたときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 第1項の資格を有する者は、消防長が行う講習又は消防長が指定する講習を定期的に受けなければならない。

5 第3項及び第4項の規定は、第2項の規定の適用を受ける者及び同項の資格を有する者について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは「第2項」

と、「防火教育担当者」とあるのは「防災教育担当者」と、第4項中「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(防火管理業務等委託者の防火管理教育等の確認)

第50条の4の4 前条第1項の委託をしようとする者は、当該受託者の業務体制が整備されていること及びその防火管理業務従事者が防火教育担当者による教育を受けていることを確認しなければ委託してはならない。

2 前項の規定は、前条第2項の委託をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「防火管理業務従事者」とあるのは「防災管理業務従事者」と、「防火教育担当者」とあるのは「防災教育担当者」と読み替えるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

その旨を消防長に届け出なければならぬ。

(1)～(11) [略]

(12) 高圧又は特別高圧の変電設備  
(全出力50キロワット以下のもの  
並びに柱上及び道路上に設ける電  
気事業者用のものを除く。)

(13)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20  
キロワット時以下のものを除  
く。)

(17)～(18) [略]

その旨を消防長に届け出なければならぬ。

(1)～(11) [略]

(12) 高圧又は特別高圧の変電設備  
(全出力50キロワット以下のもの  
並びに柱上及び道路上に設けるも  
のを除く。)

(13)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備

(17)～(18) [略]

改正後										改正前															
別表第1 (第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第19条、第20条、第21条、第22条関係)										別表第1 (第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第19条、第20条、第21条、第22条関係)															
種別					距離 (センチメートル)					種別					距離 (センチメートル)										
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	入力	上方	側方	前方	後方	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	入力	上方	側方	前方	後方						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはキャビネット型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)	14キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはキャビネット型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)	
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)											据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)
		不燃		組込型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ若しくはキャビネット型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0											組込型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ若しくはキャビネット型のこんろ、グリッド付こんろ若しくはグリッドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0											据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
				木炭を燃料炭焼き器とするもの	—	100	50	50	50																

料	外																										
[略] [略]																											
																						上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	250	200	300	200
																							使用温度が300度以上800度未満のもの	150	100	200	100
																								使用温度が300度未満のもの	100	50	100
[略] [略]																											

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第1項第4号、第12条の2第1項第4号、第14条第1項、第3項及び第4項、第53条第16号並びに別表第1の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 令和6年1月1日

(2) 第50条の4の3及び第50条の4の4の改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる改正規定の施行（以下「1号施行」という。）の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の神戸市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第4号（新条例第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 1号施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12条の2第1項（第4号を除く。）に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

5 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、1号施行の際現に設置されているもの及び1号施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第14条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

- 6 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第6号

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(施設)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 <u>自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）</u>は、必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者</p>	<p style="text-align: center;">(施設)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 <u>市長</u>は、<u>特に</u>必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第4条 施設<u>又はその附属設備</u>を使用</p>

は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。

2 指定管理者は、前項の許可に自然の家の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当と認めるとき。

(使用期間)

第6条 施設は、引き続き7日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第7条 何人も、自然の家の管理運営上支障がある行為で規則で定めるも

しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならぬ。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しない。

(1) [略]

(2) 施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき。

のをしてはならない。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) [略]

(3) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 自然の家の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第9条 指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させる。

(許可の取消し等)

第6条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(使用料の減免及び後納)

第8条 市長は、特別の理由があるとき認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第8条第1項若しくは第2項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害賠償等)

第11条 使用者は、その利用に際し、自己の責めに帰すべき理由により、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(損害賠償等)

第10条 使用者は、その利用に際し、自己の責めに帰すべき理由により、施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第11条 市長は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 自然の家の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 [略]

第13条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における自然の家の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条の2第2項、第4条第1項及び第2項、第6条第3号、第8条並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条 [略]

附 則

1 [略]

(条例の廃止)

2 神戸市立六甲山ユースセンター条例(昭和37年3月条例第38号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条の2第2項、第4条、第6条、第8条及び第10条第2項の規定の適用については、第3条の2第2項中「自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条、第6条、第8条及び第10条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

3 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第3項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用許可した者に係る使用料その他使用に関し必要な事項は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び

第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第9条関係）

(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合

使用目的	施設	宿泊を伴う使用 利用料金（1人1泊 につき）	宿泊を伴わない使用 利用料金（1人1回 につき）
学校が教育のため に、又は児童福祉施 設等が事業のために 使用する場合	宿泊棟	150円	75円
	テント施設 （10平方メー トル未満の区 画）	90円	

備考

- この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。
- この表において「児童福祉施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及びこれに準ずるものとして市長が定めるものをいう。
- この表において「宿泊を伴う使用」とは、到着日の午後2時30分から出発日の午後2時までの間に宿泊を使用することをいう。

改正前

別表（第7条関係）

(1) 宿泊棟、キャビン施設及びテント施設の使用料

使用者	施設	宿泊を伴う使用		宿泊を伴わない 使用
		使用料（1人1 泊につき）	延長使用に係る 使用料（1人1 日につき）	
幼児、小学生、 中学生、高校 生、高等専門学 校の学生及び特 別支援学校の生 徒	宿泊棟	300円	60円	150円
	キャビン施設	240円		
	テント施設	180円		
一般の者	宿泊棟	900円	120円	300円
	キャビン施設	720円		
	テント施設	360円		

備考

- この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒以外の者をいう。
- この表において「宿泊」とは、午後2時30分から翌日の午後2時までの間に宿泊を使用することをいう。

3 この表において「延長使用」とは、宿泊に係る使用者が到着日の午前9時から午後2時30分まで及び出発日の午後2時から午後4時までの間において施設を使用することをいう。

4 [略]

5 宿泊を伴わない使用及び延長使用の場合には、すべての施設を使用することができる。

6 第4条第1項の許可の申請をした者が神戸市の区域外に住所を有するときの使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の使用料

使用者	使用料 (1人1時間につき)	
	カヌー	アーチェリー
幼児、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒	100円	100円
一般の者	300円	300円

備考 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒以外の者をいう。

4 [略]

5 前2項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、宿泊を伴わない使用に係る利用料金の範囲内で延長利用料を徴収することができる。

6 学校又は児童福祉施設等が神戸市外に所在するものであるときは、利用料金の上限額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用
	利用料金 (1泊につき)
宿泊棟	使用者1人につき7,500円
キャビン施設	使用者1人につき7,500円 ただし、4人未満での使用の場合は、1棟30,000円
テント施設	使用者の数に1,000円を乗じた額に、1区画につき8,000円を加えた額

備考

1 この表において「宿泊を伴う使用」とは、宿泊棟及びキャビン施設においては到着日の午後3時から出発日の午前10時までの間に、テント施設においては到着日の午後2時から出発日の正午までの間に施設を使用することをいう。

2 前項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、1日につき、この表に掲げる額の範囲内で延長利用料を徴収することができる。

3 宿泊を伴わない使用をさせる場合は、1日につき、この表に掲げる額の範囲内で利用料金を徴収することができる。

4 この表及び前2項の規定にかかわらず、繁忙日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の使用が多いと見込まれる

時期であって指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。以下同じ。)の利用料

金の上限額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

5 前項に規定する繁忙日は、宿泊を伴う使用及び宿泊を伴わない使用で、それぞれの年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)につき120日を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立自然の家条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要な使用の許可、利用料金の收受その他必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第7号

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第18条の規定に基づき、神戸市中央区雲井通7丁目301番ほかに所在する三宮バスターミナルの運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営権 民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (2) 実施方針 民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。
- (3) 選定事業者 民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。
- (4) 運営等 民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。
- (5) 運営権者 民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。

(運営権の設定)

第3条 市長は、民間資金法第16条の規定により、選定事業者に、三宮バスターミナルの運営等に係る運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第4条 前条の規定により選定事業者として選定されようとする民間事業者は、三宮バスターミナルの運営等の事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合

すると認められた者を選定事業者として選定する。

- (1) 事業計画の内容が三宮バスターミナルの運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 三宮バスターミナルの運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営等の基準)

第5条 運営権者は、三宮駅周辺に点在するバス停留所を効率的かつ効果的に集約し、利用者の利便性を向上させ、公共交通利用の促進を図り、及び道路交通の円滑化を図ることを目的として、三宮バスターミナルの運営等と国が神戸市中央区雲井通5丁目325番に整備するバスターミナルの運営等を一体的に行わなければならない。

- 2 運営権者は、市長が定める基準に従い、三宮バスターミナルの運営等を行わなければならない。
- 3 停留時間、停留方法その他三宮バスターミナルの運営等について必要な事項は、運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第6条 運営権者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 運営権を設定した施設の運営に関する業務
- (2) 運営権を設定した施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(利用料金)

第7条 三宮バスターミナルに車両を停留しようとする者は、民間資金法第23条第2項の規定により届出のあった利用料金を運営権者に支払わなければならない。

- 2 運営権者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、前項の規定により運営権者から届け出られた利用料金が道路法（昭和27年法律第180号）第48条の40第2項において準用する同法第48条の35第2

項の規定に違反すると認めるときは、運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 4 市長は、運営権者から第2項の規定による届出を受けたときは、前項に規定するときを除き、当該届出の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法で公示するものとする。

(施行細目の委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第8号

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第15条関係）		別表第1（第15条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
青果物	1月につき <u>5,954,300</u>	青果物	1月につき
上屋	円	上屋	1 T 1 上屋 <u>8,460,100円</u>
			2 T 3 上屋 <u>1,708,012円</u>
			3 U 上屋 <u>5,954,300円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

第2条 神戸市港湾施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改

正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前								
<p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p><u>(港湾幹線道路に係る使用料の特例)</u></p> <p>3 <u>別表第1の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる施設に係る使用料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p>								
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">港湾幹線道路</td> <td style="padding: 5px;">                     新港ふ頭摩耶ふ頭間又は                      摩耶ふ頭高羽大橋間                       自動車1台1回につき                       1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円                       2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円                 </td> </tr> </table>	港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は 摩耶ふ頭高羽大橋間  自動車1台1回につき  1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円  2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円						
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は 摩耶ふ頭高羽大橋間  自動車1台1回につき  1 午前8時から午後8時まで 1区間 110円  2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円								
別表第1（第15条関係）	別表第1（第15条関係）								
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フェリ 一用可 動橋</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	フェリ 一用可 動橋	[略]	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フェリ 一用可 動橋</td> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	フェリ 一用可 動橋	[略]
[略]	[略]								
フェリ 一用可 動橋	[略]								
[略]	[略]								
フェリ 一用可 動橋	[略]								

港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被牽引自動車を除く。）をいう。） 1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円</p>
[略]	[略]

備考

1～5 [略]

摩耶大橋	<p>自動車（道路交通法第3条に規定する大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同法第2条第1項第11号に規定する軽車両を連結している同項第9号に規定する自動車であつて、当該自動車及び軽車両の車軸の合計が3以上のものをいう。以下同じ。）</p> <p>1台1回につき、午前8時から午後8時まで 110円</p>
港湾幹線道路	<p>新港ふ頭摩耶ふ頭間又は摩耶ふ頭高羽大橋間</p> <p>自動車1台1回につき</p> <p>1 1区間 110円</p> <p>2 2区間（連続して通行する場合に限る。） 210円</p>
[略]	[略]

備考

1～5 [略]

6 港湾幹線道路の使用料は、E  
 TCシステム（有料道路自動料  
 金收受システムを使用する料金  
 徴収事務の取扱いに関する省令  
 （平成11年建設省令第38号）第  
 1条に規定する有料道路自動料  
 金收受システムをいう。）を利用  
 して納付することができる。

第3条 神戸市港湾施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第3条による改正後		第3条による改正前	
別表第1（第15条関係）		別表第1（第15条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾幹 線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は 摩耶ふ頭高羽大橋間  自動車（道路運送車両法 （昭和26年法律第185号）第 2条第2項に規定する自動 車（道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67号） 第1条第1項第2号に規定	港湾幹 線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間又は 摩耶ふ頭高羽大橋間  自動車（道路運送車両法 （昭和26年法律第185号）第 2条第2項に規定する自動 車（道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67号） 第1条第1項第2号に規定

	する被牽引自動車を除く。)をいう。) 1台1回につき 1 1区間 <u>150円</u> 2 2区間(連続して通行する場合に限る。) <u>300円</u>		する被牽引自動車を除く。)をいう。) 1台1回につき 1 1区間 <u>110円</u> 2 2区間(連続して通行する場合に限る。) <u>210円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和6年4月1日
- (2) 第3条の規定 令和6年10月1日

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第9号

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（キオスク端末による印鑑登録証明の申請）</p> <p>第16条 印鑑の登録を受けている者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、<u>個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86条）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録</u></p>	<p>（キオスク端末による印鑑登録証明の申請）</p> <p>第16条 印鑑の登録を受けている者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、<u>個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、市長に申請をしなければならな</u></p>

されているものに限る。)を用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。)を自ら入力することにより、市長に申請をしなければならない。

い。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第10号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(感染症予防業務手当)	(感染症予防業務手当)
第13条 [略]	第13条 [略]
<u>2 前項の規定にかかわらず、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもののうち規則で定めるもの及びその他これらに準ずる感染</u>	

症として規則で定めるものをいう。)  
から市民の生命及び健康を保護する  
ために緊急に行われた措置に係る業  
務であって規則で定めるものに従事  
する職員に対し、感染症予防業務手  
当を支給する。

3 前項に規定する手当の額は、第1  
項の規定にかかわらず、日額3,000円  
(心身に著しい負担を与えると認め  
られる業務であって規則で定めるも  
のに従事する場合にあっては、日額  
4,000円)を超えない範囲内において  
規則で定める額とする。

4 第36条の規定にかかわらず、同条  
第1項(第5号に係る部分に限る。)  
及び第4項の規定により支給するこ  
ととされる消防職員手当は、第2項  
の規定による感染症予防業務手当の  
支給を受ける職員には、支給しない。

附 則

1、2 [略]

附 則

1、2 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処  
するための感染症予防業務手当の特  
例)

3 第13条の規定にかかわらず、当分  
の間、新型コロナウイルス感染症(病  
原体がベータコロナウイルス属のコ  
ロナウイルス(令和2年1月に、中華

人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事する職員に対し、感染症予防業務手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は、第13条の規定にかかわらず、日額3,000円(心身に著しい負担を与えると認められる業務であって規則で定めるものに従事する場合にあつては、日額4,000円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

5 第36条の規定にかかわらず、同条第1項(第5号に係る部分に限る。)及び第4項の規定により支給することとされる消防職員手当は、附則第3項の規定による感染症予防業務手当の支給を受ける職員には、支給しない。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。